

こ 成 保 第 190 号
令 和 8 年 3 月 9 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 〕 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

構造改革特別区域における地方裁量型認可化移行施設の設置について

「特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について」(令和8年1月20日国家戦略特別区域諮問会議)において、「待機児童が多い都道府県において、保育の受け皿を柔軟に整備できるようにするため、認可外保育施設が認可保育所等へ移行する際に、都道府県が独自に定めた基準を満たす場合には、一定の支援を受けながら事業を継続できる特例措置について、実証の場を拡大する観点から、2026年度に構造改革特区制度へ移管する措置を講ずる」とされたことを踏まえ、別紙のとおり、「地方裁量型認可化移行施設設置要綱」を定め、令和8年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の適切かつ円滑な実施に期すとともに、各都道府県におかれては、管内市町村(特別区を含む。)に対し周知をお願いしたい。

なお、「国家戦略特別区域における地方裁量型認可化移行施設の設置について」(平成31年3月29日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)については、令和8年3月31日をもって廃止する。

別紙

地方裁量型認可化移行施設設置要綱

1. 目的

構造改革特別区域において、待機児童が多い都道府県が、独自の創意工夫の下、保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型又は保育所型事業所内保育事業への移行を希望する認可外保育施設や、保育士不足のため、認可保育所、認定こども園又は保育所型事業所内保育事業としての事業を維持できず休止し、再度、これらの事業を開始することを目指して認可外保育施設として事業を続ける施設について、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことにより、保育の受け皿整備を図ることを目的とすること。

2. 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、「子どものための教育・保育給付費補助金の実施について」（令和5年5月19日付けこども家庭庁成育局長通知）別紙1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、市町村を実施主体とする認可化移行運営費支援事業による支援を受ける認可外保育施設を設置及び運営する事業所であって都道府県が適当と認めたものとする。

3. 設置基準

地方裁量型認可化移行施設は、実施要綱に定める基準を満たすとともに、都道府県が地域の実情に応じて定める設置基準を満たすこと。

ただし、以下アからウまでに掲げる場合に依りてそれぞれ定める基準に基づき算定される必要な職員数（以下「必要職員数」という。）の職員が保育に従事しており、かつ、必要職員数のうち6割以上が保育士資格又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者（以下「有資格者」という。）であること。

ア 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項

イ 小規模保育事業A型への移行を目指す場合

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第29条第2項

ウ 保育所型事業所内保育事業への移行を目指す場合

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第44条第2項

また、施設の運営状況について、以下①から③までに掲げる事項について、施設のホームページ等（施設の所在する都道府県のホームページを含む。）において公表すること。

① 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）別表第1及び第2に

掲げる事項（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条第 1 項に基づき、公表されることが必要なものとして、特定教育・保育施設等が都道府県知事に報告する情報）に準ずる事項

- ② 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項の規定に基づく都道府県（指定都市及び中核市を含む。4（3）イにおいて同じ。）の実地監査における指摘内容
- ③ 保育士確保の取組（ハローワークや保育士・保育所支援センターでの一定期間以上の求人等）の状況

4. 設置の条件

- (1) 都道府県が当該都道府県における地方裁量型認可化移行施設の設置基準を定めること
- (2) 設置しようとする地方裁量型認可化移行施設の所在地の市町村において、その設置の前年の 4 月 1 日の待機児童数が 1 人以上であること。
- (3) 都道府県が以下の措置をとること。

ア 協議会の取組状況の公表

地方裁量型認可化移行施設が所在する都道府県においては、子ども・子育て支援法附則第 14 条第 4 項に規定する協議会（以下「協議会」という。）を設置し、保育人材の確保に向けた協議を行い、必要な対策を実施すること。また、その状況をホームページ等において公表すること。

イ 児童福祉法第 59 条第 1 項の規定に基づく実地監査の実施

地方裁量型認可化移行施設については、1 年に 1 回以上、都道府県が、4（1）において定めた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査すること（設置しようとする地方裁量型認可化移行施設が指定都市又は中核市に所在する場合は、都道府県は当該指定都市又は中核市に対し、1 年に 1 回以上実地につき検査するよう依頼し、同意を得ること。）。

ウ 都道府県は、当該施設の設置に当たり、設置前に当該施設の所在する市町村に対し、協議を行うこと。

5. 事業内容

地方裁量型認可化移行施設は、次に掲げる事業を実施すること。

- ① 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項若しくは第 12 項に規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設の運営
- ② 実施要綱 4（2）アに規定する認可化移行計画の策定及び同計画に基づく取組の実施

6 事業実施に当たっての特例

- (1) 認可化移行計画の延長

通常の認可化移行運営費支援事業において、各施設等は、5 年間を上限とする認可化

移行計画を策定することを原則としているが、地方裁量型認可化移行施設にあつては、「子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について」（令和5年5月19日付け子ども家庭庁長官通知）別紙「子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱」の別表に定める地方単独保育施設加算の適用を受ける施設と同様、計画の期間の上限を設けないこととする。

（2）保育サポーター加算

地方裁量型認可化移行施設として都道府県が適当と認めた施設のうち、以下①から③までに掲げる要件をすべて満たすものは、保育サポーター加算を取得できること。

- ① 認可化移行運営費支援事業において、有資格者を6割以上配置する施設として、補助を受ける施設に該当すること（有資格者を9割以上配置する施設として、補助を受ける施設である場合を除く。）。
- ② 必要職員数に加え、追加で保育に従事する職員として、必要職員数の2割以上の数の職員が施設に配置されていること。
- ③ 施設に配置されている保育に従事する職員のうち、有資格者以外の職員（必要職員数の2割を超えて追加で配置されている職員を除く。）については、保育の質の確保に向け、都道府県が適当と認める研修を受講している者であること。

この「都道府県が適当と認める研修」については、都道府県が都道府県や市町村の実情に応じて実施する（都道府県知事が指定する市町村その他の機関が実施する研修を含む。）こととするが、その内容や時間について、子育て支援員研修の「基本研修」及び「専門研修（地域保育コースのうちの『地域型保育』）」と同等以上のものとする。

（3）認可保育所、認定こども園又は保育所型事業所内保育事業から地方裁量型認可化移行施設に移行する場合の手續について

認可保育所、認定こども園又は保育所型事業所内保育事業（以下「認可施設」という。）であつて保育士不足により運営が困難であるなど、保育士確保に関し緊急の対応が必要な施設については、認可としての事業を休止し、再度、認可としての事業を再開するまでの間について、地方裁量型認可化移行施設として認可化移行運営費支援事業による補助を行うことを認めること。

この「保育士確保に関し緊急の対応が必要な施設」の判断に当たっては、都道府県において、以下①から③までに掲げる事項について確認をすること。

- ① 当該施設において、保育士確保のための取組（ハローワークや保育士・保育所支援センターでの一定期間以上の求人等）を行った上で、なお、保育士の確保が困難な状況であること。
- ② 利用児童数と定員数が乖離していないこと（利用児童数が定員数を超過しているなどの場合は、適切に定員数を見直すこと。）。
- ③ 当該施設の職員の給与が、他の認可施設と比して著しく低くないこと。

また、地方裁量型認可化移行施設は、利用児童に係る市町村による利用調整は不要であるが、認可施設から地方裁量型認可化移行施設に移行する場合は、既に当該施設

を利用している児童については、特に転園の希望がない限り、継続して入所できるようにすること。地方裁量型認可化移行施設は、既に当該施設を利用している児童が転園を希望する場合には、市町村に速やかに連絡するとともに、市町村は、当該施設と緊密な連携を図りつつ、当該児童について他の認可施設の利用に係る利用調整を行うこと。

7 留意事項

(1) 国の措置

6 (2) 又は (3) の特例を活用する施設については、国において当該施設の保育の質について、可能な限り定量的に把握した上で、分析・評価することとすること。このため、当該施設並びに当該施設の所在する市町村及び都道府県はこれに協力すること。

(2) 構造改革特別区域法に基づく内閣総理大臣の認定について

地方裁量型認可化移行施設の設置は、構造改革特別区域における特例措置であることから、その設置に当たっては、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 4 条第 9 項の内閣総理大臣の認定（同法第 6 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受ける必要があること。

認定の申請に際しては、4 (1) の基準の内容、4 (2) を満たす見通し、4 (3) の措置の実施に係る体制のほか、当該施設が所在する都道府県における協議会の開催の状況、保育士の確保に向けた取組の状況、地方裁量型認可化移行施設の設置の必要性等について十分に説明すること。